

清朝中期の保甲制について

— 嘉慶期浙江平湖県の場合 —

目 黒 克 彦

(史 学 教 室)

はじめに

旧中国に在って、支配階級の最大の関心事は、如何に徴税を円滑に且つ効果的に行うかという点と、如何に対人民支配を安定化させるか、人民を自らの支配下に安置せしめるか、という二点に在ったと言つても過言ではない。前者に在っては、賦役改革の歴史が展開され、清朝に至って地丁銀制として一応の安定を見る改革の動きがそれであり、他方後者については、里甲制下の里長正役の一つとして、治安維持の任を負わせ、或いは里老人制による教化策によつて明代前中期は経過したが、里甲体制の解体に伴い、これに代るものとして保甲制が重視され、その施行が叫ばれる事となる^①。

この明末清初期の保甲論議は、他方で里甲体制の解体^②賦役改革論議の中で併行して展開された。従つてこの間の治安維持の方策としての保甲制は、錢糧徴収の方策としての賦役改革と表裏の関係で論議され、且つ里甲制に代つてこの二つの任務を遂行する制度として保甲制が注目されている。即ち保甲制にこの二つの任務を遂行する役割を与えようとするものであったと考えられる^③。かかる施策の典型的なものが、雍正前半期に行なわれた「順莊編

里法」という、保甲制を基礎とした錢糧催徴法の実施であった事を嘗て述べた事があるが、そこでは未だこの施策の実際的な効果、その後の継続性という点を明らかにし得ていない。しかし乾隆以降の保甲論議においては、専らその本来の治安維持の側面のみが述べられ、錢糧催徴の側面への言及が見られないという事から、或いは地丁銀制の全国的展開と自然莊村を単位とした徴税体制が一応の安定化・固定化を見るに至つたとも考えられる。即ち納税義務戸に対する「挨戸滾催」・「自封投櫃」地保等による催徴という徴税体制の一定の展開によつて、徴税体制をめぐる問題は、保甲制とは切り離されていつたと推測されるが、この点の論証は後日の課題としたい。

さて清初の保甲制には以上の如き特徴があると考えられるが、清朝中期嘉慶白蓮教徒の乱に象徴される支配体制の動揺は、その根底において抗租・抗糧の風潮の展開、及び官界における綱紀の弛緩による腐敗の進行が厳存し、対人民支配の安定化は極めて困難であった。かかる情勢下で保甲制に期待されたのは、もとよりその制度本来の任務である治安維持の側面における実効有る施行であり、その為に保甲制自体への改革を加えつつ、対人民支配の強化による体制の安定化である。

以上の如き観点に立ち、清朝中期嘉慶期の保甲制について、実例に拠って検討し、その特徴・問題点等について若干の考察を加える事とする。

一 保甲令の発布

白蓮教徒の反乱の平定が成り、一応の平安を得たかに思われた嘉慶十八(一八一三)年九月、突然に紫禁城が「教匪」に侵入されるという事件が起った。即ち天理教を奉ずる林清を中心とする集団約二百名が、九月十五日に紫禁城に侵入したが、間もなく皇子旻寧等の活躍により、三十名余の犠牲を残し、侵入者は逃亡する、という事件である。^⑤ 皇帝の居城が襲撃されるといふこの一大椿事に対して、嘉慶帝は「漢唐宋明未有之事」と驚愕し、従来の警備体制の不備・甘さを痛感し、順天府の警備強化を厳命すると共に、改めて保甲制の効果有る実施を命ずる事となる。^⑥ 勿論嘉慶朝に在っても前代から継承して保甲制は施行されていたが、白蓮教徒の乱の平定後に在っても、「教匪」による地方的な小反乱は絶えず起っており、その事は治安維持の方策としての保甲制が充分に機能していない証左であるとして、保甲制再施行を命ずる事となる。

先ず事件の起った直後に順天府における保甲編査を歩軍統領・順天府・五城御史に命じている。その際に嘉慶帝は、

若視此旨為具文、因循不辦、非朕之臣子矣、^⑦

という厳しい口調で命じている事からも、この事件の衝撃の大きさと、此度の保甲実施に対する強い意志を見て取る事が出来る。

順天府及び直隸省に対しては、以後逃亡犯追究の命と保甲督促令が盛んに出されるが、全国的に保甲施行令が出されるのは、同年十一月であった。即ち「邪教」の取締りを主眼とし、従前の怠慢

を寛免し、

嗣後各直省州県官到任後、先周歷村莊、稽查保甲、將境内有無邪教、申報該管上司、^⑧

と述べ、州県官に対して、「邪教」への調査・警戒を命じている。

そして翌十九年十月の上諭に拠れば、

上年冬間、朕明降諭旨、通行飭辦、自京畿以及直省、次第奉行、……是此次京外辦理保甲、漸有成效、^⑨

と述べて一応の成果を挙げているとしながらも、他方官場の習気としての「始勤終怠」を戒しめている。又この時の上諭では、那彦成の建言として、

每年秋收無事後、俟外出耕作及各項傭工人衆歸里之時、請再行稽覈一次、免致匪徒漏跡、^⑩

という方策を採用し、周到な保甲稽査を命じている。更に十一月に至って再び全国的な保甲施行令が出された。そこでは従来の保甲制が十分に効果を挙げ得なかつた原因として、

推原其故、總由各州県賢否不一、其勤能真愨之員、於辦理保甲事宜、必能詳慎精密、洞察無遺、其昏庸者或具文以塞責、虛矯者或飾詞以見長、^⑪

と述べ、ここでも地方官の怠慢を問題として挙げている。そして改めて州県官の「其辦理井井有條、始終不懈者」には奨励を与え、「懈弛虛飾者」には即ちに参劾を行い、「昏庸者」は即ちに更迭して賢能の員に代える、と述べている。^⑫ これらの保甲令に共通するのは、保甲制施行の一線に立つ州県官の能力・態度を問題とし、従来の虚飾・怠慢を戒しめており、保甲制度自体は康熙以来の定制を是認し、成果を挙げ得ない原因は制度ではなく、あくまでも実施担当者たる州県官に在るとしている点である、と言える。

かくして林清事件を契機として改めて保甲制の重要性を認識した嘉慶帝は、保甲制の有効な実施に本腰を入れて取り組む事となり、全国に保甲施行令を發したのである。その際の主眼点はあくまでも横行挑梁する「教匪」の肅清に在った。こうして發布された保甲令を受けて、浙江省平湖県においては、署知県王鳳生によって実施される事になる。次に王鳳生の保甲制の内容について検討する事とする。

二 平湖県の保甲制

平湖県において保甲制施行に尽力した王鳳生は、字を竹嶼、安徽婺源の人である。王鳳生は嘉慶十九(一八一四)年に嘉興府の通判より平湖県事を署理することとなり、同二十一年にこの任を去るまでの間に「欽射・誦法・保甲」等の衰退して久しきに亘つていた制度を復興した、と「光緒平湖県志」は記している。彼が平湖県の署知県在任当時に施行した保甲制については、「越中從政録」中に『浙江平湖県編查保甲事宜』として、その方法を規定する條約・冊式等が収録されており、その一部は同治十(一八七二)年刊の徐棟・丁日昌輯の「保甲書輯要」にも収められ、いわば保甲制のモデル・ケースとして採録されている。その意味で彼の平湖県における保甲制は当時の為政者にとっては模範例として認識されてきたと言える。彼の政治に臨む態度は、

吏治勤敏、終日坐堂皇、投牒者立為剖決、不稍淹留、鄉民咸便之。

と記され、勤勉にして実行力・行動力の有る人物として評価されている。

さて王鳳生が赴任し、保甲制を実施した平湖県は嘉興府に属し、

明代に海塩県より析置した県であり、杭州湾の北側に位置し、管内には当時通商港として賑つた乍浦を含んでおり、地域的には所謂浙西と称される経済的先進地帯に位置している。従つて農村の状態、階級関係の在り方等は、史料上明記されたものを見出し得ないが、当該地方の一般的な在り様と大差ないと考えて良いと思ふ。

さて王鳳生は署平湖県知県として着任した翌年の七月に「平湖県保甲事宜」と題し、自らの保甲制施行の實際をまとめた書の序文と見られる冒頭文章の末尾において、

是件前奉制憲頒刷、通飭閩浙兩省并撫藩憲、通飭本省、仿照辦理在案、時甫舉行、立法尚未周備、茲經竣事、用特將查辦次第章程、詳述於後。

と述べている事から、恐らく前年に下された保甲令を承けて、王鳳生による「因地制宜」の改変を加えての查辦が一応の終了を見た事から、その次第及び章程等をまとめたものと見られる。従つて平湖県における王鳳生による保甲制実施は、これより前、恐らくは十九年末から二十年前半にかけて行なわれたと考えられる。

保甲制実施に先立って、従来の保甲制が実効を挙げ得なかった原因についての彼の認識を見ると、

近數百年來、幾視為具文、民不知設立保甲之意者久矣。

と述べており、保甲制は近數百年の間、具文と視なされ、人民も保甲制の意図を理解していなかったとしている。そしてかかる事態を招いた原因として、王鳳生は保甲編查に従事する役職に人材を得ない点を問題にしている。この点は従来の保甲論議においても必ず現われるものであるが、地保への無制約の委任による「按戸派錢」の弊、保甲の各単位の統轄者に人材を得ない事による彼

らの職權濫用、更に胥吏の需索の弊等々、いずれも保甲の実施運営に直接従事するポストに人材を得ない点を挙げてゐる。かかる弊害の為に誠実公正な人物も後難を恐れて就役を廻避し、為に益々無頼の輩が担当する事になる。こうして保甲制への信頼も失なわれ、「抽丁之説」の如き謠言が起り、保甲編查事業は阻滞してしまふ、と従来の保用制施行の実態を述べてゐる。

かかる認識を前提として、彼は実効有る保甲制の施行に着手する事となる。先ず牌甲の編成という点から、その内容を見ていく事とする。

1 牌甲の編成

「為遵行保甲、出示曉諭事」と題する示文の後に付している「計開」全十三条は、略同内容のものが、先掲「保甲書輯要」に収録されており、ここでは「保甲事宜」と題されているが、これには若干の条文の欠落や文字の異同が有り、以後小稿の史料は全て前者に拠つて見ていく事とする。

さて「計開」第一条には、
 此次各城郷保甲查編之始、分段委員、督保挨戸親編、俟各坊編竣、再將門牌並冊、交給里長、散給懸掛齊全、
 と規定され、知県より派遣される委員によつて、地保を伴い戸ごとに調査を行う。この際全県を五つに区画し、各区に委員を任命し、担当区域の調査を行なわせる。担当区域の広さ及び委員名を表示すれば下の通りである。²⁴かくして任命された各委員は地保、書辦二名を伴い各郷を巡歴し、挨戸查編を行う。この調査に基き、門牌・戸口牌冊が作成され、門牌は里長を経由して各戸に給されることになるが、その間には更に若干の手続きが有り、後に述べる事にする。以上が委員による戸口調査の段階である。次に各郷

村における牌甲の編成であるが、もとより原則は十家一牌、一牌長、十牌一甲、一甲長、十甲一里、一里長という十進法に

| 担当区域 | 坊数 | 委員名 |
|----------------|-----|-----------|
| 在城各坊及接壤各郷不出二十里 | 二十七 | 平湖県典史 錢書成 |
| 西南各坊繞至東南 | 十七 | 平湖県主簿 李長清 |
| 東北各坊 | 十六 | 平湖県典丞 万珍 |
| 白沙等坊 | 十五 | 白沙司巡檢 張恕 |
| 乍浦等坊 | 十五 | 乍浦司巡檢 李枝蔭 |

よる組織化であるが、在地の実情に基き、「七併八分之法」を採用し、十七家までは一牌として扱い、十八家になると二分して二牌とする事も可としている。かかる原則及び「七併八分之法」による牌・甲・里の編成を行うと共に、各単位の責任者の選任を行う。先ず牌長(首)については、

一牌之中、公拳一人為牌長²⁵

至牌長、則按年挨戸輪充、其中如有孤寡婦及年不及歲之戸扣除、とされ、孤寡婦女の戸、未成丁の戸を除いて、一年任期の輪番制が取られている。従つてここでは就任すべき人物の資格等については、前記の条件以外には何も規定されていない。

次に一甲一里の統率者である甲長・里長については、

所有該坊甲長里長、必須於年高有德、老成公正、衆所推服之人、該紳者等於区内隣選²⁶

里者甲者、就一甲一里之内、由郷者、保拳公正殷實之人承值、と記している。ここに現われる里長・甲長と里耆・甲耆については、「計開」第十三条に、

一里甲長名目已古、本係尊称、第^ニ近人毎謂地保為保長、遂以此名為卑賤、今本署県酌改長字為耆字、

と記し、里長・甲長^ニ里耆・甲耆である事がわかる。「計開」中には両者の表現が不統一のまま記されており、或いは両者は別の存在として考えられかねないが、この王鳳生の記述の趣旨から同一のものとして解され、前掲「保甲書輯要」に在っては、全て里長・甲長に統一して記し、又「計開」第十三条の条文を掲載していない事から、編者徐棟等も同一の存在として理解していた事が知られる。従つて以下は王鳳生の趣旨に即して里耆・甲耆として述べていく。さて里耆・甲耆は前掲史料の如く、紳耆・郷耆の保挙に拠る事として記している。ここに登場する郷耆とは何か、前掲第十三条には続けて、

每一郷之中、用印啓請公正紳士一人為郷耆、
とあり、又第九条には、

而每坊仍請郷耆一人、総司其事

と記している事から、郷耆とは郷或いは坊ごとに置かれ、郷紳が就任する保甲制の統轄者である事が知られる。

以上の如く、郷耆・里耆・甲耆・牌長という各単位の統轄者が選任されるが、これらの選任の順序は、先ず官が各郷ごとに郷紳の中より適任者を選出して郷耆就任を要請し、次にこの郷耆によって里耆・甲耆が保挙される。一方牌長は既述の如く、一年交代の輪番制によって就役する。任期の面では牌長以外は特に明記していない。かかる保甲制の各単位の統轄者の選任に見られる特徴は、郷耆という保甲の総元縮め存在に郷紳身分の者が就任するという点であるが、この点については後に検討する事とする。

かくして牌甲の編成を行い、各単位の統率者を選任した後に、

郷耆は里耆と共に県衙に赴き知県と会見する。この際に里耆・甲耆に対する執照、及び先の委員の調査に基いて作製した門牌と白紙の戸口牌冊二冊が支給される。里耆はこれを持ち帰り甲耆に分給する。甲耆は門牌に記載された事項と現実との相違等を点検し、遺漏・錯誤を訂正し、戸口牌冊に記入し、一は循環冊とし、一は環冊とし、再びこれらを里耆を介して県衙に呈出する。県はこれに鈐印して循環冊は県に存置し、環冊・門牌は里耆へ返す。里耆はこれを甲耆に手交し、甲耆は牌長を率同して門牌を各戸に支給し、門牌を板に糊付けして門首に懸けられる。環冊は甲耆が保管する。こうして循環冊・門牌が完成した後の増減遷移については、当該戸が随時牌長に申告し、牌長は甲耆に告知し、環冊を添註塗改し、毎年二・五・八・十一月の各区域の指定された換冊の日に里耆は郷耆と共に添改した環冊を県に呈出し、循環冊を受領し、三ヶ月後の換冊の期まで保管し随時訂正を行うこととしている。こうして牌甲の編成が成り、各単位の統轄者が選任され、門牌・循環冊が整備されることとなる。

2 牌長・甲耆・里耆・郷耆の任務

a 牌長の任務

王鳳生は牌長に対して「諭単」を支給し、彼らの任務を規定している。そこでは牌長の役は、既述の如く、孤寡婦女の戸、未成年の戸、及び「另戸冊」に編入されている戸を除く全ての戸が一年交代の輪番制によって担当するものと規定し、その責成すべき件として、

一 藏匿行踪詭秘、面目可疑之人

一 逃回軍流徒犯

一 聚衆燒香吃素、妄言禍福、有教会名目之人

一 逆倫重犯

一 開場窩賭、並窩留娼妓之家

一 賊逃窩家^③

の六項を挙げ、日常的に牌内各戸を監視し、もし違犯者・容疑者が有れば、甲者に申告する義務を負い、これを怠った場合は斥退された上に、相応の罰を受ける事となる。牌長は以上掲げた事項以外の命盜・錢糧・詞訟に干与してはならないとされ、専ら牌内への不審者・犯罪者・邪教徒の侵入を防ぎ、又牌内よりかかる輩の出現及び窩留、又娼妓・賭博の取締りを任とするものであったと言える。そして一日問題とすべき事実を確認した場合でも、牌長には自らそれを処理する権限は与えられず、必ず上級者の甲者に申告するに止まっているという点で、完全に監視の任務のみであったと言える。牌長の任が以上の如きものであったが故に、専門化せず一年交代の輪番制を取り得たとも言える。王鳳生は牌長について、

惟牌首耳目易周、奸宄無從隱匿^④。

と述べ、彼らが現場の事情に詳しい点に期待を寄せているが、他方

惟牌首多係鄉民、誠恐辦理章程未盡知覺、無所遵循^⑤。

という懸念から、管轄戸の姓名、牌長の任を記した「諭單」を支給し、これによって稽查を行なわせようとしている。

以上が牌長の任務であるが、その任務内容が牌内の治安維持の側面に、且つ監視の任に限定されており、為に牌内各戸の輪番制を採用し、当該人物の財力や識字能力等も問題としないものであったと言える。牌長は最末端の現場に在って、牌内監視の任務を要求される重要な存在でありながら、その職を専門化させなかつ

た意図は、その任務内容の性格と共に牌長の任の軽減、責任の牌内各戸への平均化によって、各戸に保甲制についての認識を深めさせるという「教化」の側面も在ったと思われる。それが王鳳生の従来の保甲制廢弛の原因の認識に基く対応であったと考えられる。

b 甲者の任務

十牌百家を統率する地位に在る甲者は、
今本署県虚衷察訪、延請鄉耆里耆各一人、並令鄉耆於每甲中、遴選一人為甲耆、城鎮皆紳士為之、固屬鄉評所推重、即一二村僻処所、間有務農者承值、亦係鄉里自好、必不致干預外事、藉端妄為惟思^⑥。

と記されている様に、知県の要請を受けた郷耆によって選任されるが、城鎮に在っては郷紳の中の郷評重き者を充て、郷紳の存しない僻所に在っては務農の者を充てるとしている。従って原則として甲者に就任する者は郷紳身分の者であったと見て良からう。かくして選任された甲者に対して、知県は「執照」及び「梅紅單帖」を支給する。この「執照」中において甲者に課せられた任務を見る事が出来る。それに拠れば、第一に牌長より申告の有った不審者・容疑者等を里耆に報告する義務を有する。申告を受けながら報告を怠った場合は「狗隱」として罪に充てられる。第二の任務は、毎年二・五・八・十一月下旬の換冊期には、当該指定日の三日前に甲耆の保管する循環又は環冊について、実情との相違等を点検訂正し、里耆・郷耆へ手交しなければならぬ。以上が甲者に課せられた独自の任務であるが、この他に郷耆・里耆と共同で行う任務が有るが、この点は後に見る事とする。又「執照」には、

此外地方官並無伝喚当差之事、亦毋許書吏需索留難³³。

とあり、地方官による徴発や胥吏の需索を禁じているが、他方で、該甲耆承辦、切勿視為具文、並須自愛、亦不可有挾嫌擾害、藉端詐索等情事³⁴。

と述べ、甲耆自身の怠慢や不正行為を戒しめている。特に後者については、甲耆に率ね郷紳身分の者が就任するという事情から、その身分に伴う力による「霸持横行」の可能性に対する懸念の表明と見る事が出来る。

以上甲耆の任務等を見たが、その特徴は、中間的統轄である甲耆という地位に郷紳が就任する事を原則としているという点である。これは従来の保甲制に見られないものであり、郷紳の保甲制への関与の在り方として注目すべき点であり、後の郷紳の項において検討したい。

c 里耆(坊耆)・郷耆の任務

平湖県の場合、既述の様に、従来里長の役が卑賤視されていた為、里耆と称し敬意を表する事としたとされているが、更に、

平湖地段、向係分坊、故変里耆之名為坊耆³⁵。

とあり、坊耆とも称している。従って以下里耆³⁶坊耆として両者を併用していく。さて里耆の管轄範囲は、

無論該坊四五百戸、或二三千戸、每坊只延一坊耆、為郷耆之副、以歸簡易³⁷。

とあり、四五百戸から二三千戸であるという。所でこの坊という区画はいかなるものであるのか。保甲編成の最初の取組みとして、全県を五つに区分して、各区に委員を派遣し、調査させる事としているが、その時の例えば「西南各坊繞至東南」とある地区についてみると、青蓮・將軍・朱江・騎塘・四顧・亭子・大橋・趙涇

・外永寧・李墩・楊墅・虹霓・胡店・司庄・清溪・華村・大堰の十七坊から成っている。一方「光緒平湖県志」に掲載されている「一十四区総図」及びその中の「十七都東区」の圩名、その属する荘名、耕地面積等を記した項によって、表示すれば次の様になる。このうち「外南門莊」「永凝莊」は保甲の管轄では「在城各坊及接壤各鄉不出二十里」の区に属している。これらの事から、「莊」「坊」と理解し得るし、一坊の広さもこの例から一万畝以上から七百畝前後という巾が有り、従ってこの中に居住する戸数は先の四百五乃至二三千戸という記述も現実を裏書きしていると首肯

| 莊名 | 圩数 | 耕地面積 |
|------|------|------------|
| 青蓮莊 | 二十三圩 | 一〇六〇九・一一七畝 |
| 朱江莊 | 一十圩 | 四四三三・八四六九畝 |
| 將軍莊 | 一圩 | 六九一・五八四畝 |
| 趙涇莊 | 二十三圩 | 一一二三七・三八七畝 |
| 外南門莊 | 三圩 | 七三〇・五〇二一畝 |
| 永凝莊 | 二圩 | 一四一二・二九四畝 |

出来る。以上の事から里耆³⁸坊耆の設置の単位は戸数によって定めるのではなく、自然莊村としての莊³⁹坊を単位としていることがわかる。この為はその管轄範囲も不均等であったのである。

一方郷耆の設置単位、管轄範囲という点で見ると、一般に「郷」とは県の下の行政区画として、平湖県の場合では、保甲編成の際に五人の委員の各々が担当した区域を指すものと考えられかねないが、王鳳生による保甲制の場合「郷耆啓請式」において、

每坊延一公正紳士為郷耆、総司其事、

とあり、又「計開」第九条にも

而每坊仍請鄉耆一人、總司其事、と記しており、坊ごとに郷紳身分を有する郷耆一名を置く事としている。一方既述の様に坊にも坊耆一名が置かれているが、その坊耆は、先掲史料に「為郷耆之副」と述べられ、又「計開」第三条には、

至一坊之中、除請郷耆外、只請里耆一人副之、

とあり、坊耆は郷耆の補佐役として位置付けられている。従って平湖県における保甲制は定制としての十家一牌、十牌一甲、十甲一保という原則に照せば、甲の段階までは原則に即した形であるが、保の段階は自然莊村を単位とし、戸数の多寡は問題としない。又定制における保段階の長としての保正・保副に照応するものとして、郷耆・坊耆が配置されていると見る事が出来る。

さて里耆・郷耆の任務について見ると、「保甲事宜」には、王鳳生の示文として、「郷里甲耆必責成事件」十条、「地方官勿得擾累郷里耆事件」四条、及び「郷里甲耆勿得干預地方事件」三条の

「條約三章」を掲載している。これに拠って彼らの任務を見ていくと、第一に牌長・甲耆を経由して上申されて来た管内の不審者等に対して、地保との共同の下に逮捕送官する任が有る。第二は循環冊の投換の期に甲耆より訂正済みの冊籍を受領し、県衙に赴き循環冊と環冊との交換を行う任が有る。第三の任務として、春祈・秋報・清明・冬至の各節に各坊の寺観において「聖諭」を宣講する場を設け、管内人民に対する教化事業を行う任が有る。更に第四として、歉歳に当っては、甲耆に各管内の貧民の実情を調査・報告せしめ、これを県衙へ報告する任を持つ。これらは何れも郷耆が里耆の補佐を得て共同で遂行しなければならぬ。以上郷耆等の任務を規定すると共に、彼らによる職権濫用や越権行為の

如き不当行為を禁止し、更に地方官による郷耆等に対する需索や職分外の使役を禁止している。

以上牌長・甲耆・里耆・郷耆の職掌等を中心として平湖県の保甲制の一側面を見たが、平湖県における王鳳生の保甲制は、所謂「因地制宜」により、県内の実情に則した形での実施が為されたと言える。それは牌甲編成に際しての「七併八分之法」の採用、及び自然莊村を単位とする里耆・郷耆の設置に示される自然聚落の尊重に表われている。そして更に重要な事は、従来郷紳に対する徭役免除特権を循として、保甲制の役職への就任を拒否し、更には免除されていたという状態とは大きく異なり、郷耆等の役に郷紳の就任を必要視し、現実に彼らが就任する事になったという事実である。ここではその事実の確認に止め、その意味等については後項に譲る事とする。

三 地保について

平湖県の保甲制については、地保の存在とその関与の在り方という点で少なからず明確に出来ると思われ、以下この問題を検討する。地保は地方によって様々な異称が有るが、曾我部静雄・佐伯富・村松祐次等各氏の所論が有り、率ね数村を連合した区域の代表者であり、管内の錢穀・訴訟・盜賊等の一切の事務処理に当る者として理解されている。中でも佐伯氏は主として「雍正硃批諭旨」に拠って、その郷村における位置・役割について論証された。その中で小稿に係する部分について述べれば「郷保」(郷約・地保)は「自然發生的聚落を基盤にして、その上に作られたものであって、人為的區域の代表者であっても、その根柢は人民の自然的要求から発生した真に自治的性格の強いもの」として捉え、

本来の在り方は「郷村の自治活動、つまり郷村の福祉治安のために、郷村の代表者として官に協力する」存在、「郷村の住民と官との中間に在って、いわば両者の連絡係といった役割を果」すものとしての位置付けが為され、現実の彼らの職務内容としては、「民衆の教化」「錢糧の催徴・戸婚・田土・裁判・盜賊・命案などの諸問題につき、地保はその責任をもたされ」、更に「あらゆる公務の手伝いをさせられるようになった」が、その中で「もつとも郷保に負担をかけたものは警察に関する事務であった」とされた。そしてその内容として具体的に窩家の査察、姦民の擾乱、殺人事件等の際の知県への報告・験詳、邪教徒への日常的監視等々、諸々の役が課せられていたとされる。かかる過重な任務を負う地保に對する報酬という面では、「何らかの特権が与えられたかというに、人民の役であるから大した反対給付もなかつたであろう」という状態であり、為に彼らによる私派・需索等の弊害が生まれている事を指摘している。以上の佐伯氏の論考と、平湖県における保甲制に規定されている地保の地位・任務等を対照させる時、そこに新たな知見を加える事が可能であると考えられ、以下その点を検討していく事とする。

さて「平湖県保甲編查事宜」中に記載される地保の項を拾い出すと四十項に亘るが、その中で地保の保甲制内における任務を規定したものが三十二と最も多く、他に地位・報酬・懲罰の件が記されている。先ず地保の地位については、牌甲編成に先立つ委員による戸口調査に際し、「書役」等と共に随従するという点から、当該坊の実情に明るくという立場から案内役に當っており、当該坊の代表者として官と接触する地位に在るといふ点で佐伯氏の指摘の如き「官と民との連絡係」の地位という点はこの場合に該當

すると考えられるが、「代表者」と形容すれば、宛かも当該坊の有力者の如き印象を持ち得るが、

里甲長名目己古、本係尊称、第近人每謂地保為保長、遂以此名為卑賤、

とある様に「保長」と称されながら、その立場を利用しての不正行為等によつて卑賤視されていたというのが実情であり、為に王鳳生の保甲制下の地保の地位は、

里長甲長専查本甲本里容留姦匪、……如果查辦認真、地方官仍優加礼貌、不令與地保下役為伍、

と述べ、里甲者に對しては「優加礼貌」として優待するに對し、地保は「下役」と同列視されており、又地保に對する懲罰の項においても、常に「書役」と並列して登場する事とも照應している。この事は王鳳生の認識或いは意図が、従来⁴⁴の地保による弊害への反省から、彼らの権限の弱化・地位の低下によつて防止しようとしたものであり、代つて郷紳に對して相應の礼をもつて待遇する事により郷村の代表者の役割を担わせんとするものであつたと考えられる。従つてここに見出される地保とは郷村における雜役従事者の如き位置付けが為されていると見られる。その事は保甲編查作業への従事に對する彼の報酬が「隨役・馬椅夫・門子」と同額の一日銅錢七十文と規定され「書役・官轎夫」の一日一百文よりも低額となつている事からも首肯し得るのである。

かかる低位・低待遇に在つた地保に課せられた任務は如何か。先ず従来より地保の任とされる錢糧催徴については、

其一切催徴錢糧・命盜・詞訟等事、仍歸地保辦理、與甲里長概不責成、

錢糧漕米、仍歸糧差地保催征、不得責成鄉里甲者

と規定され、命盜・訴訟案件と共に地保の専責とされており、この任はいわば地保の固有の任務として従前からそのまま継承されていると言える。

次に人民の教化の面に関する地保の任務は、
所有講所、鋪排打掃、着地保屆期同応、不得違悞、¹⁾

と記され、「聖諭」を宣講する会場の設営の任に止まり、教化の内容容たる宣講そのものには何ら関与していない。

さて以上は保甲制とは直接関係しない面での地保の任務を述べたが、保甲制と直接に関わる任務について見ると、先ず牌甲の編成に際して、先に見た如く委員に随従して「挨戸親編」を助ける案内人としての任務、及びこの作業に先立って知県の発布した保甲制施行に関する規程十三条を含む告示文を坊内要所に貼り、居民に周知せしめると共に、知県の発する「小告示式」——牌甲里長の職が決して就任者に累を及ぼすものではないから、決して就任を忌避しない様に要請した文——を十戸毎に一張発給する任、又牌甲編成の結果作成された各戸の門牌を甲耆の指導下に各戸に支給する任、更に知県の発布する「郷里甲耆忠責成事件」十条、「地方官勿得擾累郷里耆事件」四条、及び「郷里甲耆勿得干預地方事件」三条の「條約三章」を城郷鎮市の要処に掲示する任、及び郷里甲耆・牌首に対して不正行為を戒しめる告示文を発貼する任、牌長より甲耆を介して里耆に報告された管内の不審者・容疑者について、里耆と共に逮捕送官する任等が挙げられている。煩瑣を厭わず事例を掲げたが、最後に挙げた任を除いてはいずれも案内・伝達がその役どころであり、保甲制の運用そのものに関わる任務とは言い難い。しかし地保の任が単にこうした軽微なものに止まっていたわけでは決してなく、治安秩序の維持という保甲

四二

制の大目的に直接関係する面での彼の果すべき役割は、不審者等の逮捕送官と共に別に期待されていたものがあつたのである。

一般の所謂「良民」に対する日常的な監視統制は、郷里甲耆・牌長という正規の保甲制下の役職者によつて為されるが、郷村内には「良民」とは見なされない者も存在していた。彼らに対しては「良民」の牌甲編成とは別の編成が為され、一般の「戸口牌冊」に代るべき「另戸冊」が作成され、これに基き、かかる要監視者に対する統制・監視の任が一に地保に課せられていた。

さて「另戸」として一般「良民」と區別された戸とはいかなる戸であろうか。史料に拠れば、「良民」と區別される存在は、①曾て賊盜等を働いた者、所謂「前科者」②犯罪者となる可能性ありと認定された遊民・土妓等の戸、③「匪犯」の巢窟となり、又その可能性を有するものとしての「窩家」及び娼館・賭博場を経営する戸、④身許不明の単身の外来者、の四つに大別し得る。これらの戸は「戸口牌冊」には編入されず、「另戸冊」に編入されるが、この「另戸冊」の管理、即ち要警戒者である另戸の監視は地保の責任とされている。具体的にこれら「另戸」に対する地保の対応は、

如果不知改悔、令該保隨時稟報提究、其曾犯窩竊有案之另戸、尚該坊報有竊案、飭地保嚴行盤詰、責令隨同捕保、查緝務獲、とある如く、日常的な監視が求められ、且つ一旦管轄内において窃盜等の案件が起ると、先ず「另戸冊」登載者について取調べ、「捕役」と共に事件の解決に当らねばならない。

以上の如く地保はその管内の前科を有する者、及びその可能性ありと認められる者、又かかる犯罪者等の巢窟となり、隠匿する可能性の有る戸に対する日常的な取締りの任を負わされ、これら

「另戸」は一般「良民」を以つて編成する保甲制の統轄者たる郷里甲者・牌長には何ら関係しないものとして、その責任が一義的に地保に課せられていたと言える。この事は万一監視の目を洩れて犯罪事件が起つた場合の地保に対する問責の存在から、地保の治安警察面での最も重い任務であつたと考えられる。

所で保甲制の歴史の上から見れば、郷村における要警戒者を、「另戸冊」という、いわばブラックリストを作成し、監視の目をこれに集中するという方策は、従前に見られない新しい動きとして注目されねばならない。もとよりここに編入される「另戸」の内実は様々であつたであろうが、当時の当局側の最大の眼目は、「学習邪教、藏匿踪詭秘、面目可疑之人」の摘発、郷村からの排除であり、その為のより有効な手段として、又連坐制の下でかかる危険人物と同一牌甲に編入される事を忌避する傾向の存在によつて保甲制が継続して施行し得ないという反省に基いて、かかる新方策が採用されたという点は、嘉慶期保甲制の一つの新たな特徴として指摘し得るものであり、この方策はこの後にも継承されていく。かかる「另戸」に対する取締りの任の他に、巷観寺院、とりわけ尼寺に対する統制の任も課せられているが、紙幅の関係上、詳述は割愛する。

以上の様に地保に課せられた任務は、地方支配の重要な柱の一つとしての錢糧の催徴と共に、もう一つの柱である治安秩序の維持安定を目的とする保甲制においても、多面的且つ重要なものであつたと言える。かかる任務を課せられた地保に如何なる人物が就任したのか、その選基準、或いはその出身階層はどうかと言うと、この点については史料は全く明らかにしていないし、先学の研究によつても不分明である。推測が許されるならば、こうし

た多方面の任務を要求される地保が、郷里甲者・牌長の如き他に何らかの職を持ちながら管轄内におけるその任を果すというものはなく、殆んど專業化し、いわば胥吏の如く職役化した存在、永充的なものであつたと思われる。そしてこうした職役化・永充化の故に、彼らによる種々の弊害が問題となつており、その事態を除去する一策として、彼らの地位の低下、権限の縮小が図られたと理解される。又地保の立場という点では、佐伯氏の述べる如き「官と民の中間に在」る連絡係と言うよりは、より官側に身を寄せた、いわば在郷の胥吏の如き存在であり、民の側の自治的代表者という姿は認められないと考えられる。

四 郷紳について

郷紳と保甲制との関係については、嘗て触れた事が有るが、ここでは乾隆二十二(一七五七)年の保甲令及び「戸部則例」によつて、「紳衿之家」も「齊民」と一体に編成される事となつたが、保甲長等の役への就任「守柵・巡更」等の一般民戸に課せられる役は免ぜられている。しかしかかる「実務の伴う役職に就く事を回避しながら、その郷紳としての權威によつて保甲内に臨み、一般民に対する統制監視を行う事によつて、自らの支配的地位の安泰を図るという積極的な意味を持つ」て保甲制に関つたであろう事を推測した。では嘉慶期の保甲制における郷紳の関与の在り方は如何であろうか。

平湖県の場合、乾隆二十二年以来の定例に則し、郷紳も保甲制に編入されている。即ち、
為此示、仰闔邑紳耆軍民人等知悉、爾等遵照後開條示、實力辦理⁵⁴。

一編查保甲、……其各戸姓名年歲田産、及作何仕宦、作何行業、
 とあり、郷紳も保甲制内に編入され、「戸口牌冊」「門牌」には「仕
 宦」名を記す事を規定しており、従つて未任者は「拳人」「生員」
 等の資格を記したものと考えられる。こうして保甲内に「齊民」
 と一体に編入された郷紳が、先述の如く、郷耆・甲耆等に就任す
 る事となる。中でも注目すべきは、保甲制の民間における最高責
 任者である郷耆の地位に郷紳の就任を絶対条件としている事であ
 る。署知県王鳳生は「郷耆請啓式」を著わしているが、それによ
 れば、郷紳をこの地位に据える狙いとして、

惟教化一節、耆老蔚為郷望、允合輿聞、而換冊之期、若令一介
 郷民、抱冊遠來、恐吏胥不無藐視、日久弊生、因念某某年長先
 生頌德典型、梓桑矜式、郷党既服其公評、官吏咸引為上客、³⁴⁾

とあり、教化の任を与える事と共に、彼らに備わる有形無形の威
 権により、従来の吏胥による需索等の弊を除去し、保甲制の重要性
 を認識せしめ、有効な施行を可能ならしめようという点が窺がわ
 れる。ここには郷紳の郷里における威望を最大限に民に対し、又
 官・吏に対して活用しようとする意図が有ると推測し得る。こう
 して最高責任者としての郷耆に郷紳が就任し、彼によつて里耆、
 坊耆及び甲耆が選任されるが、甲耆は原則として郷紳を充てる事
 としている。郷耆の補佐役に位置付けられる里耆については何の
 条件も規定していない為、この地位に郷紳が就任するか否か不明
 であるが、換冊の期には郷耆と共に「治酒相款」³⁵⁾を受ける存在、
 又下位者の甲耆に郷紳が就任している事から、里耆に郷紳が就任
 する可能性は充分に有ると思われる。これらの事から、従来の保
 甲制における各段階の統轄者としての保正・甲長・牌頭への郷紳
 の就任を、その威権による「一般民への横」に対する警戒から、

或いはこの地位を徭役の一種とする観点から、当局・郷紳共々に
 回避或いは拒否するという状況とは様変りのものになっている事
 が見て取れる。この事は郷紳の保甲制への全面的関与と言つても
 過言でない状況を示すものである。もとよりかかる郷紳の全面的
 関与が郷紳の主體的な意図によつて為されたというより、むしろ
 郷紳が時流に押され、或いは地方官の懇請により関与する事にな
 った面のある事も事実である。即ち王鳳生の就任以前の平湖県の
 状況について、

脩潔自好之士、裹足不前、雖地方官三令五申、諭令紳耆拳充里
 甲、而累月經年、延挨退縮、罔有一応者、³⁶⁾

と述べ、胥吏等の需索の弊により、地方官の再三の里甲長への就
 任要請に対して応ずる者が皆無という状況であった。従つて王鳳
 生は「長」を「耆」という尊称を用いて郷紳としての体面を重じ、
 又経済的負担も負わせないという改善策を示す事によつて彼らを
 保甲制に関与させるといふ経過が有った。この点は、

而欲其依法力行、經久無弊、則端賴於地方公正紳耆、同心協理、
 方能相与有成、³⁷⁾

と知県が述べる如く、当時に在つては、保甲制の実効有る施行に
 は郷紳の参与を不可欠とする認識が有つた為でも有ると言える。

一方郷紳の側からすれば、従来の一般民を保甲長とする保甲制
 が胥吏等の需索によつて機能しないばかりか、逆に擾乱を醸すも
 のとしてしかなかつたという状況、及び各地に頻発する「教匪」
 横行による秩序の不安定という事態は、伝統的儒教イデオロギ
 ーの護持者を自任する彼らにとつて、もはや保甲制の諸役を徭役と
 して回避すべきものではなく、自らの郷村支配・人民支配の動搖
 への対策として深刻に位置付け、自らを主体者として直接保甲制

に関与し、指導していく必要性を痛感して来たが故に、知県の側からする旧弊の改善・懇請と相俟って、積極的に保甲制への関与に乗り出して来たと考えられる。かかる郷紳側の対応は、この後の太平天国等に代表される支配の危機に際しての団練の結成・善堂の設置等、地方支配の確立・安定化に主導的立場を取る事になるが、嘉慶期の保甲制への直接的関与は、その先駆的な現われと評価し得るであろう。

おわりに

清朝中期嘉慶期における保甲制について、浙江平湖県を例として、その特徴等を検討して来たが、ここでは先ず第一に郷紳の保甲制への全面的関与という特徴を見出す事が出来る。この事は一般民戸のみを構成員とする清初までの保甲制、又郷紳を保甲内に編入しながらも、保甲諸役を免除した乾隆期のそれと大きく異なる点であり、郷紳の郷村における位置・役割の変化を見る事が出来る。即ち郷紳がその威権を隠然と影の場に在って行使し、郷村

彦 克 黒 目

に対する指導力を発揮し、支配し得た時代から、自からが表面に出て主導的に活動しなければならぬ時代になって来た事を物語るものである。かかる郷紳の指導の顕在化をもたらした原因は、白蓮教徒の乱の鎮圧過程に暴露された官憲力の弱化、地方官憲の支配力の弱まりと、それに反比例して湧き起る人民の抵抗運動の高まりによる地方治安の不安定に求められるであろう。こうした人民の抵抗の増大と支配力の弱化的状況に対して、旧来の支配体制を維持すべく求められたのが、郷紳の郷村に対する政治的・経済的な力の活用であったと見られる。そうした郷紳の地方政治への関与の顕在化の一環として、保甲制への全面的関与の現われを

位置付ける事が出来ると考えられる。

かかる郷紳の対応の変化と共に、第二に治安維持の方策という面で、新たな手段として、「另戸冊」なる要監視者名簿を別置し、これに監視・取締りの目を集中するという方式が現われて来た事である。そしてこの「另戸」に対する取締りの任を保甲制の枠外に在る地保に一任しているという事は、地保の任務の増大であり、それによって地保の職役を一層強めるものであると共に、この事は郷紳が保甲制に全面的に関与する事態の中で、かかる問題を起しかねないと考えられている要監視人物を管内に持つ事は、一旦事が起った場合、当然大なり小なり責任を問われる事になるが、そうした事態を予め回避しようとする態度の現われと見られる。郷紳の保甲制への関与は、反面でこうした自らにはね返る負担・責任等を回避しながらのものであったと考えられる。

以上一地方の実情を素材として、保甲制と郷紳との関わりについて述べたが、もとよりこれが全国的な展開であると結論付ける事は早計であり、更に多くのケース・スタディの積重ねを必要とするが、情勢の推移から推して、郷紳の地方政治への関与の強まり、その一環としての保甲制への直接的関与という事態を認める事が出来ると思われる。

小稿に在っては平湖県における反体制側の動向如何、又王鳳生による保甲制の実効性如何等は史料の關係上究明し得なかつた。又王鳳生の保甲制においては、菴觀寺院、漁戸、貿易港である乍浦における荷役労働者「脚夫」、及び乞丐に対する取締り法等が含まれているが、紙幅の關係上割愛せざるを得なかつた。後日機会を得て触れたいと考えている。大方の叱正を乞う次第である。

(昭和54年8月28日受理)

- ① この間の保甲制に関する研究としては、和田清編「支那地方自治發達史」(中華民国法制研究会、一九三九年)及び聞鈞天「中国保甲制度」(商務印書館、一九三三年)等参照。
- ② 拙稿「清朝初期の保甲法に関する一考察——浙江省臨安県の場合——」(『愛知教育大学研究報告』第二五輯、人文社会編、一九七六年)参照。
- ③ 拙稿「雍正期浙江における順莊法の一考察」(『歴史研究』第二四号、愛知教育大学歴史学会、一九七七年)参照。
- ④ さしあたり徐棟等編「保甲書輯要」に収録されている葉佩蓀、陸焜、葉世偉、汪輝祖、李光型等乾隆期の人々の保甲論参照。
- ⑤ 地丁銀制の意味は、当然土地を所有し得ない佃農等を賦役徴収の対象より除外したという点から、対農村支配という面では従来とは局面を異にし、賦役徴収の対象外に置かれた人々を把握する手段として保甲制重視の考え方が現われて来る事も考慮しなければならない。
- ⑥ 「仁宗実録」嘉慶十八年九月己卯の條、及び同九月丙戌の條等参照、尚この事件については、鈴木中正「中国史における革命と宗教」第十一章『清代宗教反乱の性格』において触れられている。
- ⑦ 「仁宗実録」同年九月庚辰の條。
- ⑧ 同前、同日の條。
- ⑨ 嘉慶四年、給事中甘立猷等の條奏を承けての保甲令が發布されている。
- ⑩ 「清朝統文獻通考」卷二十五、戸口一参照。
- ⑪ 前掲鈴木論文参照。
- ⑫ 「仁宗実録」嘉慶十八年十月癸丑の條。
- ⑬ 同前、嘉慶十八年十一月庚寅の條。
- ⑭ 同前、嘉慶十八年十月辛巳の條。
- ⑮ 同前、同條。
- ⑯ 同前、同條。
- ⑰ 「光緒平湖県志」卷三、宦績、文秩、知県の項には、「王鳳生、字竹嶼、安徽婺源人」とあるが、「保甲書輯要」の「姓名爵里考」に在っては、「王鳳生、字振軒、号竹嶼、安徽婺源人」とある。又楊家駱編「歷代人物年里通譜」に拠れば、彼の字を「竹嶼」としている。ここでは「県志」に従うこととする。

- ⑱ 「光緒平湖県志」卷三、宦績、文秩、知県の項。
- ⑲ 「浙江平湖県編查保甲事宜」(以下「保甲事宜」と略称)序文参照。
- ⑳ 同前。
- ㉑ 以上は「保甲事宜」序文に拠る。
- ㉒ 示文、計開の後に付されている「平湖県城郷共九十坊」と題する示文に拠って作製した。
- ㉓ 「計開」第二條。
- ㉔ 同前、第二條。
- ㉕ 同前、第九條。
- ㉖ 同前、第二條。
- ㉗ 同前、第九條。
- ㉘ 以上の記述は「計開」第二條、及び「郷里甲者必責成事件」第二條に拠る。
- ㉙ 「論單」の項。
- ㉚ 以上の記述は「論單」に拠る。
- ㉛ 「論單」の後の説明文。
- ㉜ 同前。
- ㉝ 「條約三章」冒頭の示文。
- ㉞ 甲者に対する「執照」一文。
- ㉟ 同前。
- ㊱ 坊者に対する「執照」の後の説明文。
- ㊲ 同前。
- ㊳ 「郷里甲者必責成事件」第二・四・八條。
- ㊴ 同前第一・二條。
- ㊵ 同前第九條。
- ㊶ 同前第十條。
- ㊷ 曾我部静雄「中国及び古代日本における鄉村形態の変遷」第三章、佐伯富「清代の郷約・地保について」(『中国史研究』第二)所収「村松祐次」
- ㊸ 「清末の江南における小作条件と小作料の催進について」(『近代江南の根柢』所収)
- ㊹ 以下は佐伯氏前掲論文に拠る。
- ㊺ 佐伯氏は前掲論文中において、「財産があり徳望のある有力者があてられ

- る」と述べている。
- ④5 「計開」第十三條。
- ④6 「計開」第十二條。
- ④7 「計開」第一條に「尚有不肖書吏索詐、及地保派費者、許即指名稟、立拿嚴究」とある。
- ④8 「平湖縣城鄉共九十坊」末尾の項。
- ④9 「計開」第十二條。
- ⑤0 「地方官勿得擾累鄉里者事件」第三條。
- ⑤1 「宣講聖諭儀注式」の項。
- ⑤2 「計開」末尾の項。
- ⑤3 「小告示式」末尾の項。
- ⑤4 「鄉里甲耆應責成事件」第一條。
- ⑤5 「條約三章」末尾の項。
- ⑤6 「小告示式」末尾の項。
- ⑤7 「鄉里甲耆應責成事件」第三・四條。
- ⑤8 「牌甲內有曾犯高竊有案之戶、不准編入保甲、摘婦另戶冊、交地保收管（「計開」第五條）」
- ⑤9 「牌甲內有遊民匪犯土妓等戶、各居民不屑與為伍者、即行摘出、別立一冊、写明某坊某甲某牌另戶某某、稟集一坊、為一總冊、姑予自新、交該坊地保查管（「計開」第四條）」
- ⑥0 「牌甲各戶、如有竊匪窩家并聚賭賭者、無論已未犯案、該甲耆隨時查察、告知鄉里耆、鄉里耆查明、諭令地保、稟官婦人另戶、（「鄉里甲耆應責成事件」第五條）」
- ⑥1 「倘有外県隻身之人、無可查考者、於該戶下、註明房主何人、作為另戶、交保收管（「計開」第六條）」
- ⑥2 「各坊保甲循環冊式」冒頭の項。
- ⑥3 「計開」第五條に「如敢狗隱、察出重處」とあるが、故意でない場合でも「重處」される可能性があったと推測される。
- ⑥4 康熙四十七年の定制や「福惠全書」にはかかる配慮は見られない。
- ⑥5 拙稿「清朝初期の保甲法に関する一考察——浙江省臨安縣の場合——」
- ⑥6 「愛知教育大学研究報告」第二五輯）参照。
- 同前。

- ⑥7 「示文」冒頭の項。
- ⑥8 「計開」第二條。
- ⑥9 「鄉耆請啓式」の項。
- ⑦0 「鄉耆請啓式」の説明文。
- ⑦1 「保甲事宜」序文。
- ⑦2 具体的には「其官衙之盤費伙食、按日捐給、曉示民間、勿令絲毫擾累」
- ⑦3 「保甲事宜」序文）及び「錢糧漕米、仍婦糧差地保催征、不得責成鄉里甲耆、領催塾完等事、致滋擾累」（「地方官勿得擾累鄉里甲耆事件」第三條）とある。
- 〔付記〕
- 小稿は一九七八年度文部省科学研究費補助金（一般研究(D)）による研究成果の一部である。